

# 粵港澳大湾区越境投資 融資利便化のための新措置

中国税務ニュースフラッシュ  
2020年6月  
第15号

## 要旨

2019年10月、国家外貨管理局が「越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知」(匯発[2019]28号<sup>1</sup>、以下、「匯発28号文」)を發表し、外貨管理手続簡略化、業務受理プロセス改善、投資・融資チャネル革新などの面で、12項目の措置を打ち出し、越境貿易投資・融資利便化を促進し、外貨管理の実体経済をサポートする能力とレベルを向上させました。

2020年4月、国家外貨管理局広東省分局と深セン分局は合同で「外貨管理が粵港澳大湾区及び深セン先行示範区発展への支援に関する通知」(粵匯発[2020]15号<sup>2</sup>、以下「粵匯発[2020]15号文」)を發表し、匯発28号文の指導要求を徹底すると同時に、8項目の越境投資・融資利便化措置を打ち出し、匯発28号文より提言された非金融企業外債全件個別登記抹消、資本項目収支利便化及び境内(国内)貸付資産の対外譲渡試行措置に対し、実施細則を制定し、大湾区企業の業務受理に関する指針を固めました。

本号の「中国税務ニュースフラッシュ」では、私どもが粵匯発[2020]15号文の外貨革新政策の実施規定をまとめ、粵港澳大湾区への影響を分析し、私どもの見解を紹介いたします。

## 詳細

### 一括外債登記管理試行

「外債登記管理弁法」(匯発[2013]19号)では、外債契約登記を一件ずつ手続きしなくてはならないのに対し、粵匯発[2020]15号文では、条件を満たした企業は一括で外債登記ができる、と規定しています。今後、企業が登記定額以内であれば、業務登記証憑を以って直接、銀行で外債口座の開設、外債資金の入出金及び外貨決済・両替などの手続きができ、登記する際、一件ずつ外債契約を提出する必要はなくなり、外債登記手続を極力簡略化させました。

試行企業は、以下の条件を満たさなくてはなりません。

- 設立1年以上且つ実際の経営事業活動を行っていること。
- 直近3年間で外貨規定違反による行政処罰の記録がないこと。設立3年未満の場合、設立日より起算する。
- 「全口径」モデルでの外債借用を選択していること(即ち、「投注差」モデルでは、この利便措置は適用不可能)。  
(訳注:「全口径」:一般企業は純資産額、金融機関は資本の額を基に外債上限額を算定する。「投注差」:投資総額と登録資本金の差額を外債上限額とする。)

留意点として、不動産企業、政府融資プラットフォーム、融資担保会社、低額融資会社、質屋、ファイナンスリース会社、ファクタリング会社、地方資産管理会社などの機構は、粵匯発[2020] 15号文添付1「非金融企業外債登記管理改革試行業務操作方針」を適用できません。

また、一括外債登記試行は、登録プロセスを簡略化しましたが、以下の実務上のポイントも注意しなくてはなりません。

- 一括外債登記上限額は越境融資リスク加重残高の上限を超えてはならない。試行企業越境融資リスク加重残高上限＝純資産×越境融資レバレッジ比率×マクロ・プルーデンス調整パラメータ。越境融資レバレッジ比率の初期値は2、マクロ・プルーデンス調整パラメータの初期値は1。<sup>3</sup>
- 一括外債登記まで発生した全件個別登記外債金額は上限額より引かれ、全件個別登記外債の返済後、一括登記の枠を申請できる。
- 内保外貸(国内担保・国外貸付)関連資金が外債として境内(国内)に戻された場合、または境外(国外)で債券を発行する場合及び外保内貸による約定履行外債登記の場合は、当該全件個別登記外債金額は一括外債登記上限から引かれる。
- 一括外債登記後1年以内に、実際に外債資金の引出しが発生しなかった場合、外債管理局は一括外債登記枠をゼロに調整することができる。
- 当年純資産が前年末の監査済純資産に比べ、その差額が上下20%以上の場合、一括登記外債金額を調整しなくてはならない。
- 関連する外債契約、外債決済及び資金使用などの証明資料は調査に備え、5年間保存するものとする。

### 資本項目外貨収入支払利便化試行

資本項目外貨収入支払利便化試行がこれまですでに四川、重慶、陝西など複数の自由貿易区及び深セン、寧波、上海などの地域の全省・全市レベルの管轄拠点/金融機関で実施され、企業の外貨収入使用の手続きを大きく簡略化しました。

条件を満たした企業が資本項目外貨収入(外貨資本金、境内(国内)再投資専用口座内資金、外貨外債資金及び境外(国外)上場返還資金も含む)による境内(国内)支払の手続きを行う際、「資本項目外貨収入支払利便化業務支払命令書」を以って条件を満たした銀行で直接手続きを行えるため、前述したように真実性証明資料を1件ずつ提出する必要はありません。銀行審査の方式も、事前全件個別審査から事後サンプリング検査に切り替え、各四半期のサンプリング率は支払総額の10%以上とします。

資本項目収入支払利便化試行が適用できる企業は、以下の条件を満たさなくてはなりません。

- 直近1年間において外貨規定違反で行政処罰を受けた記録がないこと(設立1年未満の場合、設立日より起算)。
- 貨物貿易分類結果がA類であること。

留意点として、粵匯発[2020] 15号文により資本項目外貨収支により便利な操作が提供されましたが、事前審査手続きが簡略化された分だけ、事後審査のモニタリングも強化されたため、企業は資本項目収支に関わる外債管理規定に基づき、資本性質の資金を利用しなくてはならず、規定違反操作による外債処罰を避けなくてはなりません。

### 境内(国内)融資資産の対外譲渡試行の実施

2013年、人民銀行が「越境人民元業務プロセス簡略化及び関連政策の改善に関する通知」(銀發[2013]168号)を發布し、境内(国内)銀行の越境人民元貿易融資資産の越境譲渡業務の展開を奨励しました。2019年の「匯發[2019] 28号文」では、境内(国内)融資資産の対外譲渡試行、銀行不良債権と貿易融資も含む対外譲渡の融資資産範囲の拡大が明確に提言されました。それ以降、海南省、上海市及び北京市はそれぞれ境内(国内)融資資産の対外譲渡試行に関する政策を打ち出しました。

粵匯発[2020] 15号文によれば、粵港澳大湾区内の試行銀行及び代理機構の不良債権と銀行貿易融資の譲渡が許可され、外債管理部門が外債管理規定に基づき、全件個別登録を実施します。また、同文では、境内(国内)銀行、代理機構が不良債権対外譲渡試行を展開する条件および登録資料、業務受理要求及び監督・管理方式が明記されました。

今回の試行で境内(国内)融資資産の対外譲渡が緩和され、粵港澳大湾区にある銀行既存不良債権と貿易融資資産を活発化されると同時に、より多くの国内外の著名な越境資産譲渡プラットフォームの粵港澳大湾区への誘致も期待でき、融資資産譲渡の融通性も強化されます。この試行政策を背景に、より多くの境外(国外)機構が粵港澳大湾区で不良債権の取引を行うことが予測されるため、債務者返済、資産パッケージ売却または裁判所執行が行われた場合、境外(国外)機構はいかに越境支払手続を行うか、また、税務コスト削減をするため、税務算出方法について税務機関といかにコミュニケーションを取るかは、境外(国外)機構にとっては更なる検討と計画を必要とする重大課題になります。

## 国際人材の粵港澳大湾区内での科学技術型企业創立への支援

2019年8月、「中共中央国務院が深センの中国特色のある社会主義先行示範区建設への支援に関する意見」(以下、「意見」)を公表しました。意見では、「深センのより開放的且つ利便化された境外(国外)人材誘致及び出入境(国)管理制度の実施を支援し、永久居留資格の国際人材の、深センでの科学技術型企业創業及び科学研究機構の法人代表就任を許可する」と指摘しました。

粵匯発[2020] 15号文では、「意見」が国際人材に関する政策をさらに具体化し、国際人材が粵港澳大湾区内での科学技術型企业創業を支援し、認定を経て中国の永久居留権資格を獲得した国際人材の境内(国内)収入による粵港澳大湾区内での科学技術型企业創立をも支援します。

### その他の規定

上記の他、今回の粵匯発[2020] 15号文では、以下の事項につき、利便化措置を規定しています。

- 融資様式の自主選択を拡大し、企業の選定済み外債管理様式への修正を許可し、「投注差」外債管理様式を「全口径」管理様式に調整する。
- 粵港澳大湾区内の非金融企業の越境融資契約通貨種類、引出し通貨種類、返済通貨種類が一致しなくてはならない要求を緩和する。
- 粵港澳大湾区内企業が所属分局管轄内のすべての銀行で境内(国内)直接投資基本情報登記、変更及び取消の手続きを可能にし、企業の申請手続きに関わるコストを低減する。

「放管服」(権限委譲、管理革新、サービス改善)改革の展開に伴い、国家外貨管理局は外貨管理の実体経済をサポートする能力及びレベルの向上に注力するようになり、越境貿易投資・融資利便化、外貨管理改革を改善する新政策が継続して提言されていますが、私どもは外貨分野の政策動向に注目しながら、今後も私どもの見解を随時ご紹介する予定です。

### 注釈

1. 国家外貨管理局による越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知(匯発[2019]28号)  
<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14469.html>
2. 国家外貨管理局広東省分局、国家外貨管理局深セン分局による外貨管理が粵港澳大湾区及び深セン先行示範区発展への支援に関する通知(粵匯発[2020]15号)  
<http://www.safe.gov.cn/guangdong/2020/0417/1706.html?from=groupmessage>
3. 銀発[2020]64号文の規定により、マクロ・ブルーデンス調整パラメータが2020年3月11日より1から1.25まで切り上げられた。  
<http://m.safe.gov.cn/safe/2020/0312/15681.html>



## お問い合わせ

本稿で取り上げられた問題が貴社の業務に与える影響をより深く理解するように、ご意見をお聞かせください。

### PwC 粵港澳大湾区稅務・ビジネスコンサルティングチーム

李尚義  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凱  
+852 2289 5659  
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

覃宇  
+86 (20) 3819 2191  
ingrid.qin@cn.pwc.com

曾惠賢  
+86 (755) 8261 8383  
catherine.tsang@cn.pwc.com

王舜宜  
+86 (755) 8261 8267  
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

### PwC 外貨・越境資金管理サービス

薛寧  
+86 (10) 6533 3419  
ricky.n.xue@cn.pwc.com

(注) 日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は中国語版を基にした翻訳であり、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。



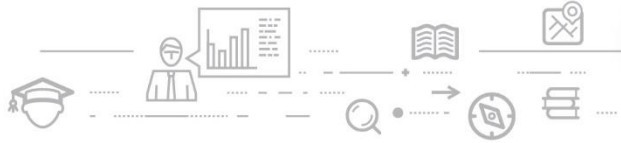
## 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2020 年 6 月 29 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍  
+86 (10) 6533 3028  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト  
<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# www.pwccn.com

# 粤港澳大湾区提升跨境投融资便利化水平新举措

新知  
中国税务/商务专业服务  
二零二零年六月  
第十五期

## 摘要

2019年10月，国家外汇管理局印发了《关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》（汇发[2019]28号<sup>1</sup>，以下简称“汇发28号文”），从简化外汇管理程序、优化业务办理流程、投融资渠道创新等方面出台了十二项措施，致力于促进跨境贸易投融资便利化，提升外汇管理服务实体经济的能力和水平。

2020年4月，国家外汇管理局广东省分局和深圳市分局联合发布了《关于外汇管理支持粤港澳大湾区和深圳先行示范区发展的通知》（粤汇发[2020]15号<sup>2</sup>，以下简称“粤汇发15号文”），在贯彻汇发28号文的指导要求的基础上，提出了八项跨境投融资便利化措施，并对汇发28号文中提出的取消非金融企业外债逐笔登记、资本项目收支便利化及境内信贷资产对外转让试点措施制定了相应的实施细则，为大湾区企业办理业务提供了指南。

在本期的《中国税务/商务新知》中，我们总结了粤汇发[2020]15号文关于外汇创新政策的落地实施规定，分析其对粤港澳大湾区企业的影响，并分享我们的观察与建议。

## 详细内容

### 一次性外债登记管理试点

与《外债登记管理办法》（汇发[2013]19号）下逐笔办理外债签约登记的传统管理模式相比，粤汇发15号文提出一次性外债登记，允许符合条件的企业在额度范围内办理一次性外债登记。此后，企业可在登记额度内凭业务登记凭证直接在银行办理外债账户开立、外债资金汇出入和结售汇手续，不再要求登记时逐笔提交外债合同，极大简化了外债登记手续。

试点企业需满足以下资格条件：

- 成立时间满一年（含）以上且有实际经营业务活动；
- 近三年无外汇违规行政处罚记录，成立不满三年，则自成立之日起算；
- 已选择“全口径”模式借用外债（即：以“投注差”模式借用外债的企业无法适用此项便利措施）；

需要注意的是，房地产企业、政府融资平台、融资担保公司、小额贷款公司、典当行、融资租赁公司、商业保理公司、地方资产管理公司等机构不适用粤汇发15号文附件1《非金融企业外债登记管理改革试点业务操作指引》。

此外，一次外债性登记试点虽然简化了登记流程，但以下操作细节仍需企业注意：



普华永道

- 一次性外债登记额度不得超过其跨境融资风险加权余额上限。试点企业跨境融资风险加权余额上限=净资产\*跨境融资杠杆率\*宏观审慎调节参数。跨境融资杠杆率初始值设定为 2；宏观审慎调节参数初始值设定为 1。<sup>3</sup>
- 一次性外债登记之前已发生的逐笔登记外债金额应从一次性外债登记额度中扣减，逐笔登记外债清偿后，可申请调增一次性登记额度；
- 内保外贷项下资金以外债形式调回境内、在境外发行债券、外保内贷履约外债登记的，仍需办理逐笔外债签约登记，该逐笔登记外债金额从一次性外债登记额度中扣减；
- 办理一次性外债登记后一年内未实际发生外债提款的，外汇局有权将一次性外债登记额度调为零；
- 当年净资产较上年未经审计的净资产上下浮动超过 20%（含）的，应调整一次性登记外债金额；
- 所涉相关外债合同、结汇及资金使用等证明材料应保存五年备查。

### 资本项目外汇收入支付便利化试点

资本项目外汇收入支付便利化试点此前已在四川、重庆、陕西等多地自贸区以及深圳、宁波、上海等地全辖进行推广，极大简化了企业使用外汇收入的手续。

符合条件的企业办理资本项目外汇收入（包括外汇资本金、境内再投资专用账户内资金、外币外债资金和境外上市调回资金）用于境内支付使用时，可凭《资本项目外汇收入支付便利化业务支付命令函》直接在符合条件的银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。银行审查的方式由事前逐笔审核改为事后抽查，每季度抽查比例不低于支付总金额的 10%。

适用资本项目外汇收入支付便利化试点的企业需满足以下资格条件：

- 近一年无外汇违规行政处罚记录（成立不满一年的企业，自成立之日起算）；
- 货物贸易分类结果为 A 类。

提请企业注意，虽然粤汇发 15 号文为资本项目外汇收支提供了便利化操作，但与事前审核程序的简化相对应的是事后审查监控的加强，企业仍需按照资本项目收支的外汇管理规定合规使用资本性质资金，避免违规操作的外汇处罚。

### 开展境内信贷资产对外转让试点

2013 年人民银行发布《关于简化跨境人民币业务流程和完善有关政策的通知》（银发[2013]168 号），鼓励境内银行开展跨境人民币贸易融资资产跨境转让业务。2019 年汇发 28 号文明确提出推进境内信贷资产对外转让试点，扩大可对外转让的信贷资产范围，包括银行不良资产和贸易融资等。此后，2020 年海南省、上海市和北京市陆续出台了有关开展境内信贷资产对外转让试点的政策。

根据粤汇发 15 号文，允许粤港澳大湾区内试点银行或代理机构对外转让银行不良贷款和银行贸易融资，并由外汇管理部门参照外债管理规定实行逐笔登记。同时，文件明确了境内银行、代理机构开展不良贷款对外转让试点的资格条件、备案材料、业务办理要求及监管方式等。

此次试点放开境内信贷资产对外转让，一方面可以有效盘活粤港澳大湾区内银行存量不良资产和贸易融资资产，同时也能吸引更多国内外知名跨境资产转让平台入驻粤港澳大湾区，增加信贷资产转让的灵活性。可以预见的是，在这一试点政策背景下，将有更多境外机构通过粤港澳大湾区进行不良资产交易，在发生债务人偿还、资产包出售或法院执行后，境外机构需关注如何办理跨境付汇手续，如何与税务机关沟通协商税务核算方式以降低税务成本，将是境外机构需进一步探讨和规划的又一重要课题。

### 支持国际人才在粤港澳大湾区内创办科技型企业

2019 年 8 月，《中共中央国务院关于支持深圳建设中国特色社会主义先行示范区的意见》（以下简称“意见”）对外发布。意见指出：“支持深圳实行更加开放便利的境外人才引进和出入境管理制度，允许取得永久居留资格的国际人才在深圳创办科技型企业、担任科研机构法人代表。”

粤汇发 15 号文进一步的落实了《意见》对于国际人才的相关政策，支持国际人才在粤港澳大湾区内创办科技型企业，以及支持经认定取得我国永久居留权资格的国际人才，以其境内合法收入在粤港澳大湾区内设立科技型企业。

### 其他规定

除此之外，此次粤汇发 15 号文还对以下方面提出了便利化举措，例如：

- 扩大融资模式自主选择权，允许企业对已选定的外债管理模式进行调整，从“投注差”外债管理模式调整为“全口径”管理模式；

- 放宽粤港澳大湾区内非金融企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求；以及
- 粤港澳大湾区内企业可在所属分局辖内任一银行办理境内直接投资基本信息登记、变更与注销手续，减少企业“脚底成本”。

随着“放管服”改革的不断深化，国家外汇管理局着力于提升外汇管理服务实体经济能力和水平，促进跨境贸易投融资便利化、优化外汇管理改革的新政频出，我们将持续关注外汇领域的政策动态，并适时与您分享我们的观察。

## 注释

1. 国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知（汇发[2019]28号）  
<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14469.html>
2. 国家外汇管理局广东省分局、国家外汇管理局深圳市分局关于外汇管理支持粤港澳大湾区和深圳先行示范区发展的通知（粤汇发[2020]15号）  
<http://www.safe.gov.cn/guangdong/2020/0417/1706.html?from=groupmessage>
3. 根据银发[2020]64号文的规定，宏观审慎调节参数自2020年3月11日起由1上调至1.25。  
<http://m.safe.gov.cn/safe/2020/0312/15681.html>



## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

### 普华永道粤港澳大湾区税务及商务咨询团队

李尚义  
+86 (755) 8261 8899  
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏  
+852 2289 5616  
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凯  
+852 2289 5659  
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

覃宇  
+86 (20) 3819 2191  
ingrid.qin@cn.pwc.com

曾惠贤  
+86 (755) 8261 8383  
catherine.tsang@cn.pwc.com

王舜宜  
+86 (755) 8261 8267  
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

### 普华永道外汇和跨境资金管理服务

薛宁  
+86 (10) 6533 3419  
ricky.n.xue@cn.pwc.com



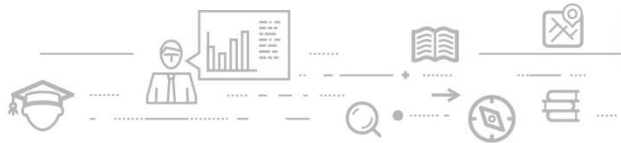
# 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2020年6月29日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。普华永道中国税收政策服务是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙  
电话: +86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

## [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)